

学校法人京都薬科大学役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人京都薬科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条第1項に規定する役員、理事長代行、学長代行及び寄附行為第20条第2項第3号から第5号までに規定する評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び退任慰労金に関し必要な事項を定める。

(報酬の額及び種類)

第2条 役員等（寄附行為第6条第1項第2号に規定する副学長（以下「副学長理事」という。）及び理事を兼務する事務局長（以下「事務局長理事」という。）を除く。）の報酬は、別表1に定めるとおりとする。ただし、非常勤の理事長、理事長代行及び常務理事（以下「非常勤理事」という。）の報酬については、別表1に定めるそれぞれの役職に係る報酬の額の範囲内において、理事会が定める。

2 副学長理事の報酬は、別表2に定める副学長理事報酬表の1号給から4号給の範囲内において、理事長が定める。

3 事務局長理事の報酬は、別表3に定める事務局長理事報酬表の1号給から4号給の範囲内において、理事長が定める。

4 前3項に定めるもののほか、常勤の理事長、理事長代行、常務理事、学長、学長代行、副学長理事及び事務局長理事（以下「常勤理事」という。）には、学校法人京都薬科大学教育職員給与規程（以下「給与規程」という。）第14条に規定する期末手当及び学校法人京都薬科大学通勤手当支給要綱に定める通勤手当を支給する。

5 役員等（本学から通勤手当を受給している者を除く。）には、理事会、常任理事会、評議員会、会計監査、内部監査、各種委員会その他の業務への出席に伴う交通費（実費）を支給する。

(報酬等の支給日)

第3条 常勤理事の報酬及び通勤手当は、給与規程第4条に定める給与支給日に、期末手当は、給与規程第16条第1項に規定する支給日に支給する。

2 非常勤理事の報酬等の支給日は、理事長が当該非常勤理事と協議のうえ、定める。

3 常勤理事及び非常勤理事以外の役員等に対する報酬及び前条第5項に定める交通費（実費）は、その出席した日の属する月の翌月に支給する。

(退任慰労金)

第4条 常勤理事のうち、理事長、理事長代行、学長、学長代行、副学長理事（京都薬科大学副学長に関する規程第3条第1項第2号の規定に基づき任命された副学長に限る。）及び常務理事には、退任に際し在職期間に応じて別表4に定める慰労金を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、1999年6月1日から施行する。
- 2 学校法人京都薬科大学法人役員報酬等規程及び学校法人京都薬科大学法人役員等退任・退職功労金規程は廃止する。

なお、学校法人京都薬科大学法人役員等退任・退職功労金規程の廃止に伴い、再任等により、功労金を支給されないこととなる者については、5月29日に退任したものと見なし、これを支給する。

附 則

この規程は、2005年10月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2007年9月21日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2014年10月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2017年5月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2019年10月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。

別表1（第2条第1項関係）

役員等名	支給区分	報酬額
理事長	月額	1,140,000円
学長	月額	1,140,000円
理事長代行	月額	920,000円
学長代行	月額	920,000円
常務理事	月額	860,000円
常任理事（学外者）	出席1回につき	35,000円
理事（学外者）	出席1回につき	30,000円
理事（本学職員）	出席1回につき	20,000円
監事	出席1回につき	30,000円
評議員	出席1回につき	10,000円

注1. 上表において出席とは、理事会、常任理事会、評議員会、会計監査、内部監査、各種委員会その他の業務への出席をいう。

注2. 第2条第4項に規定する常勤理事には、理事会、常任理事会又は評議員会への出席に係る報酬は、支給しない。

別表2（第2条第2項関係）

副学長理事報酬表	
号給	報酬月額
1	800,000円
2	830,000円
3	860,000円
4	890,000円

別表3（第2条第3項関係）

事務局長理事報酬表	
号給	報酬月額
1	780,000円
2	800,000円
3	820,000円
4	840,000円

別表4（第4条関係）

役員等名	支給区分	退任慰労金
理事長及び理事長代行 学長及び学長代行	在職1年につき	1,250,000円
	在職1月につき	100,000円
副学長理事 常務理事	在職1年につき	750,000円
	在職1月につき	60,000円

- 注1. 副学長理事は、京都薬科大学副学長に関する規程第3条第1項第2号の規定に基づき任命された者に限る。
- 注2. 在職1ヶ月未満は在職1ヶ月として計算し、これにより在職期間が12ヶ月となる場合は1年として計算する。